

地方分権：関係省庁ヒアリング資料

国土交通省 都市局
公園緑地・景観課
平成27年10月15日

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)

4 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等

【国土交通省】

(7)都市公園法(昭31法79)

(iv)地方公共団体が条例で定める仮設の物件又は施設(施行令12条10号)に係る占有期間(施行令14条3号)の区分については、制度の運用実態や地方公共団体の意向を調査し、その結果等を踏まえて見直しを検討し、平成27年中に結論を得る。

参照条文

○都市公園法施行令(昭和三十一政令第二百九十号)

(占有物件)

第十二条 法第七条第七号の政令で定める工作物その他の物件又は施設は、次に掲げるものとする。
一～九 (略)

十 前各号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が条例で定める仮設の物件又は施設(後略)

(占有の期間)

第十四条 法第六条第四項の政令で定める期間は、次に掲げるところによる。

一・二 (略)

三 法第七条第五号並びに第十二条第九号及び第十号に掲げるものについては、六月四 (略)

占用物件（都市公園法第7条及び都市公園法施行令第12条）

電柱、電線、水道管、下水道管、軌道、公共駐車場、郵便ポスト、公衆電話、災害用収容仮設施設、競技会等の催し物のために設けられる仮設工作物、標識、派出所、気象観測施設、条例で定める仮設物件 等

【都市公園法施行令第12条第10号の条例で定める仮設の占用物件の設置事例】



提供：仙台市

ガレキ置場を条例に追加し、都市公園内に設置
【海岸公園（仙台市）】



提供：福岡市

屋台を条例に追加し、都市公園内に設置
【清流公園（福岡市）】

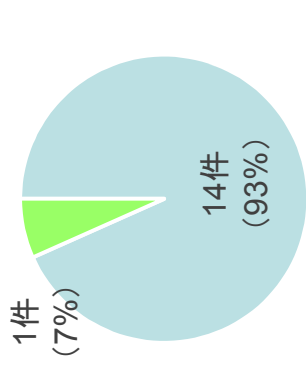
地方公共団体が条例で定める仮設の物件又は施設(施行令12条10号)の設置状況及び今後の運用のあり方について、アンケート調査を実施(対象:14地方公共団体)

Q1 仮設占有物件の種類

種類	N
ガレキ置場	5
子育て施設	4
仮設店舗	3
交通施設	3
仮設校舎	1
仮設庁舎	1
備蓄倉庫	1
仮設一時避難所	1
屋台	1
計	20

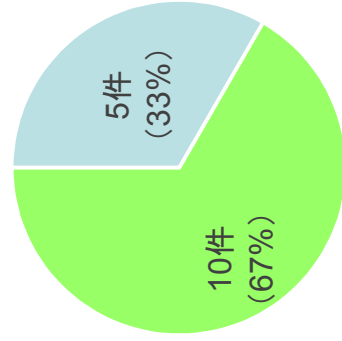
※未回答の地方公共団体2市分を除く

Q2 占有期間の運用(以下施設の種類ごとの回答)



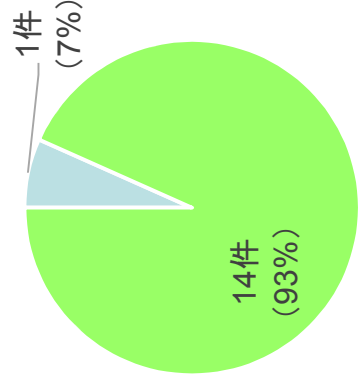
■「6月」で運用
■「6月」より短い期間で運用

Q3 公園管理者としての意向について



■短い ■現状のままでよい

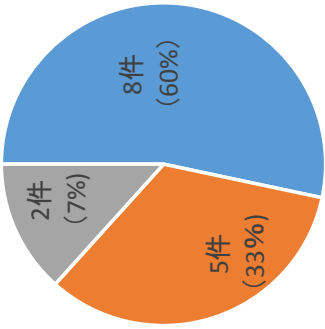
Q4 「6月」の期間に関する占有者からの意向について



■ある ■ない

今後の運用のあり方について

Q5 占有期間の今後のあり方について、公園管理者としてどのようにお考えになりますか。



- 現状維持が望ましい
- 全国一律に延長が望ましい
- 条例で延長できることが望ましい

Q6 仮設占有物件の占有期間(6月)を延長する場合、対象や条件はどのように考えるか。

- ・仮設占有物件すべてを一律に延長 0件
- ・公益上特別の必要のある仮設物件のみを延長 7件

今後の方針

- 仮設占有物件の占有期間を「6月」としている公園管理者や、占有期間の延長を求める声がある。
- 一方で、「現状維持が望ましい」と回答する自治体や、「公益上特別の必要のある仮設物件のみを延長」すべきであるという公園管理者も大きな割合を占める。

実際の支障事例等について仮設の占有物件を設置している地方公共団体に対して追加のヒアリング等の調査を実施し、占有期間の見直しを行うかについて、平成27年中に結論を得る。

都市公園法案提出の際の提案理由説明

(馬場建設大臣)

従来、営造物である公園に関する法制としては、明治六年太政官布告第十六号のほかは、わずかに都市計画法及び土地区画整理法にその建設に関する規定が散在するにすぎず、これが管理に関する法制は全く存在しなかつたのであります。その結果、公園の管理の適切を欠くものが多く、あるいは荒廃し、あるいは壊滅した公園も少なくない状況であります。

このような事態に対処するため、公園の規制に関する法律の制定が長年にわたり各方面から要望されておりましたので、ここに都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて都市公園の健全な発達をはかり、もって公共の福祉の増進に資するため、本法案を提案することといたしました次第であります。

(昭和三十一年三月十五日(衆)建設委員会議事録抜粋)